

よくある御質問（監理団体の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
○ 外部役員又は外部監査に関するもの		
1-1	外部役員や外部監査人は、団体の定款に記載する必要がありますか。	定款への記載が必要であるか否かは、各団体の設立に関する関係法令によって異なると考えられますので、各所管庁にお問い合わせください。
1-2	既に団体の員外役員・員外理事になっている者は、当該団体の外部役員や外部監査人になれないのですか。	要件に適合し、欠格事項に該当しなければ、外部役員や外部監査人になることは可能です。
1-3	既に団体の顧問の弁護士、公認会計士、社労士、税理士や行政書士等になっている者でも、当該団体の外部役員や外部監査人になれますか。	要件に適合し、欠格事項に該当しなければ、外部役員や外部監査人になることは可能です。
1-4	団体の傘下の実習実施者の顧問になっている者が、当該団体の外部役員や外部監査人になれますか。	欠格事由に該当することから、外部役員や外部監査人にはなれません。
1-5	複数の監理団体の外部役員を兼任することは可能ですか。同じく、複数の監理団体の外部監査人を兼任することは可能ですか。また、A団体の外部役員とB団体の外部監査人を兼任することはできますか。	複数の監理団体の外部役員を兼任することは、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ可能です。また、外部監査人についても、要件に適合し、欠格事由に該当しなければ、複数の監理団体の兼任は可能です。ただし、既に特定の監理団体の外部役員になっている者が、他の監理団体の外部監査人を兼任することはできません。
1-6	従前、団体の役員であった者が、当該団体の外部役員や外部監査人になれますか。	従前、団体の役員であっても、役員を退任してから5年以上経過している場合には、その他の要件に適合し、欠格事項に該当しなければ、外部役員や外部監査人になることは可能です。
1-7	他の監理団体の役職員が、外部役員や外部監査人になれますか。	外部役員については、その者が監理団体許可申請前から外部役員となる予定で役員となっており、「監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員」と認められる場合、外部役員になれる可能性があります。他方、既に特定の監理団体の役職員になっている者が、他の監理団体の外部監査人になることはできません。
1-8	外部役員は常勤でなければならないのですか。非常勤ではいけませんか。	外部役員について、常勤・非常勤は問いませんが、外部の視点により監理団体の業務を中立的に監査することが必要となります。

よくある御質問（監理団体の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
1-9	外部役員は、無報酬でもいいのですか。	報酬に関しては双方の合意の下で取り決めていただくものであり、技能実習法令上特段の定めはありません。
1-10	外部監査人が行うこととされている同行監査は、傘下の全ての実習実施者に行かなければならないのですか。	外部監査人は監理団体の役職員ではなく、監理団体が行う監査等の業務に従事することがないため、監理事業を行う各事業所に対し1年に1回以上同行することが求められますが、傘下の全ての実習実施者に同行しなければならないということはありません。
1-11	外部役員講習や外部監査人講習は、いつ実施されますか。	現在、厚生労働省のHPにおいて講習実施機関の募集を行っているところです。講習実施機関の認定後、実施日程等について、順次、機構、法務省及び厚生労働省のHPでお知らせしていく予定です。
1-12	監理団体（協同組合）の組合員である者が組合の役員となった場合、外部役員になれる可能性はありますか。	原則として、監理団体の組合員である者は、外部役員になることは認められません。ただし、技能実習に関与していない組合員については、要件に適合し、欠格事項に該当しなければ、外部役員になれる可能性はあります。
○ 監理責任者に関するもの		
2-1	監理責任者は、傘下の実習実施者の役員等でもなれますか。	傘下の実習実施者の役員等ではなれません。 監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者を選任する必要があります。
2-2	監理責任者と技能実習計画作成指導者は、同じ者が兼任できますか。	両方の業務を適正にできるということであれば、兼任できます。
2-3	監理責任者講習は、いつ実施されますか。	現在、厚生労働省のHPにおいて講習実施機関の募集を行っているところです。講習実施機関の認定後、実施日程等について、順次、機構、法務省及び厚生労働省のHPでお知らせしていく予定です。

よくある御質問(監理団体の許可申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習計画作成指導者に関するもの		
3-1	技能実習計画作成指導者は、非常勤でもよいのですか。	要件を満たせば、常勤・非常勤を問いません。
3-2	技能実習計画作成指導者は、一人で複数の職種を担当してもよいのですか。また、複数の者が担当してもよいのですか。	要件を満たせば、一人で複数の職種を担当しても構いません。また、複数の者が技能実習計画作成指導者となることはできます。
3-3	技能実習計画作成指導者の実務経験について、運用要領(P168)には「厳密な作業レベルまで一致する経験を求められるわけではなく、例えば、…、職種単位で一致する経験であれば作業の単位で異なる経験であったとしても認められる」との記載がありますが、職種単位で異なる経験の場合は認められる余地はないと考えなければならないのですか。	原則としては、職種単位で一致する実務経験であることが求められます。ただし、職種単位で異なる経験であったとしても、例えば、移行対象職種・作業の大きな分類(農業関係、漁業関係、建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係)が同じ範囲内の実務経験がある場合で、当該実務経験が、取扱職種に係る技能実習計画作成に資するものである場合は、認められる可能性があります。技能実習計画作成指導歴(旧制度における技能実習計画作成歴)についても同様です。
○ 職員の常勤性に関するもの		
4-1	「常勤」の職員とは、どのような者のことですか。	「常勤」の職員は、継続的に雇用されている職員(日給月給者も含めて)が該当します。「常勤」の目安としては、健康保険等の被保険者であることなどを踏まえて判断されることとなります。
○ 職業紹介の許可に関するもの		
5-1	新制度では、職業紹介事業の許可はいらないのですか。	新制度では監理団体の許可を受ければ、別途、職業安定法の職業紹介事業の許可を受けなくとも技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんを行うことができます。
5-2	既に職業紹介事業の許可を受け又は届出をしている場合については、どうすればいいですか。	技能実習法の施行前に、技能実習生に関する職業紹介のみを目的として職業安定法上の許可を受け又は届出をしていて、今後も日本人の職業紹介を別途行うといった特段の事情がない場合には、職業安定法に基づく廃止届出が必要です。なお、廃止届出をしない場合には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例えば、事業報告書の提出等)が、引き続き課されることとなります。 ※なお、入管法に基づく現行制度での受入れも併せて活用する場合(経過措置)には、現行制度で受け入れる技能実習生に係る職業紹介については、引き続き、職業紹介事業の許可又は届出が必要となりますので、廃止届出を行う時期には十分にご注意願います。

よくある御質問(監理団体の許可申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 組合等の団体としての活動に関するもの		
6-1	団体の定款に、「技能実習生の受入れ事業」などのように、監理事業を行うことを記載する必要はありますか。	定款への記載が必要であるか否かは、各団体の設立に関する関係法令によって異なると考えられますので、各所管庁にお問い合わせください。
6-2	事業協同組合については、組合としての本来事業の稼働実績が1年以上ないと、監理団体になれないのですか。	技能実習法令上において、組合としての本来事業の一定の稼働実績を求めていたりすることはありません。なお、現在、事業協同組合については、中小企業庁から少なくとも1年間は外国人技能実習生受入事業以外の本体事業を実施してから受入れをすべき旨の指導がなされていると承知しています。
6-3	提出資料に、直近2事業年度分の貸借対照表などが示されていますが、団体が設立されてから間がなく、2年分の資料がない場合には、申請できないのですか。	2事業年度分の資料がない場合には、例えば1事業年度分など、存在するものを提出してください。また、団体設立後最初の決算期を終了していない場合には、法人成立時の貸借対照表等をご提出ください。
○ 財産的基礎に関するもの		
7-1	明示的に「〇万円以上の資産」などの基準はありますか。	資産について、一定金額以上という基準はありません。事業年度における欠損金の有無や債務超過の有無等から総合的に勘案します。
7-2	「預金残高証明等の現金・預金の額を証する書類」は、残高証明書以外であれば、何を提出すればいいですか。	残高証明書のほか、直近の預金通帳の写し等を提出してください。
7-3	なぜ、「預金残高証明等の現金・預金の額を証する書類」を提出しなければならないのですか。	監理事業を実施するに当たり、安定的な事業の運営が可能か、財産的に問題がないかを確認するためです。
7-4	「企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者」とは、監理団体の顧問税理士でもいいのですか。	顧問税理士であっても、中立的な立場から適正な評価を行うことができる方であれば認められます。 団体の関係者(例えば、当該団体の構成員や傘下の実習実施者等)以外の者であり、適正に評価を行うことができる方を選定してください。

よくある御質問(監理団体の許可申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 監理事業所に関するもの		
8-1	どのような事業所が、「監理事業所」となるのですか。	<p>監理事業を行うことができる事業所については、所在地、構造、設備等が一定の要件を満たしている必要があります。</p> <p>駐在所であっても、一定の要件を満たせば事業所となります。監理事業がどれだけ可能かは個別的な判断が必要になるため、名称によって決まるものではありません。</p> <p>例えば、1号技能実習に関して月に一回実施する巡回指導の時にだけ、一時的に貸会議室を借りて事業スペースや職員の詰所として活用する場合には、監理事業所とはなりません。</p> <p>一方、職員を常駐させて、技能実習生からの相談への対応や実習実施者への指導を行っているような事業所であれば、構造や設備等も勘案した上で、監理事業所となることもあり得ます。</p> <p>監理事業所に当たる事業所を事業所として申請しないまま監理事業を行うと、無許可での実習監理となりますので、判断に迷う場合には、機構本部にお問い合わせください。</p>
8-2	監理事業所と実習実施者の距離が離れている場合でも認められますか。	当該監理事業所が、実習実施者に対して監理事業ができ得る体制かを、審査において確認することになります。
New! 8-3	いわゆる風俗店の近くに監理事業の事務所がありますが、それでも認められますか。	<p>技能実習制度においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等(以下「風俗店」という。)が密集している場所は監理事業の運営に好ましくない場所とみなします。</p> <p>例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合は、同建物全体の床面積の過半数を風俗店が占めている、あるいは、同建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている場合には、風俗店が密集している場所と考えられます。</p> <p>また、監理事業を行う事業所の建物と風俗店の建物が別である場合は、監理事業を行う事業所の建物の両隣が双方ともに建物全体の店舗数の過半数を風俗店が占めている建物である場合には、風俗店が密集している場所とみなされます。</p>

よくある御質問（監理団体の許可申請関係）

No.	質問内容	回答
○ 一般監理事業の許可に関するもの		
9-1	一般監理事業の許可申請をしたのですが、いわゆる優良要件を満たさなかった場合には、単に不許可とされ、改めて、特定監理事業の許可申請をし直さなければならないのですか。	一般監理事業の許可申請に係る審査の過程で、一般監理事業の許可基準は満たさないものの、特定監理事業の許可申請であれば許可相当と判断される場合には、申請者に連絡し、申請内容を変更する意思があるかを確認する事務とすることを予定しています。その結果、変更の意思が確認できた場合には、申請書の訂正等を行っていただくこととしていますので、改めて特定監理事業の許可申請をしていただく必要はありません。
9-2	まずは特定監理事業の許可を受けて監理事業を行い、いわゆる優良要件を満たしたときに、改めて、一般監理事業の許可を受け直すことはできますか。	そのようなことは可能です。この場合、特定監理事業の許可期間の途中において事業区分変更許可申請を行うこととなります。
9-3	監理団体の傘下の実習実施者における技能検定等の合格率（合格実績）が点数として加味されることになっていますが、実習実施者が複数の監理団体から実習生を受け入れている場合にはどのような計算となるのですか。	申請者の傘下の実習実施者が、申請者以外の他の監理団体から技能実習生を受け入れている場合には、技能検定等の合格率（合格実績）に算入できるのは、申請者が実習監理している範囲に限られます。他の監理団体の監理の下で実習した技能実習生の技能検定等の合格率（合格実績）を加算することはできません。

よくある御質問(監理団体の許可申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 2国間取決めに関するもの		
10-1	現在、2国間取決めを結んでいる国はありますか。	平成29年6月にベトナムと2国間取決めがなされました。他の国については、現在、主務省庁において取決めに向けた交渉がなされているところです。(関連質問No.11-5参照)
10-2	2国間取決めはいつできますか。	相手国との交渉事項であるため、時期は未定ですが、2国間取決めがなされ次第、機構のホームページにアップすることとしています。
○ 外国の送出国の書類に関するもの		
11-1	「外国の送出国の登記や登録がされていることを証する書類」とは、どのようなものですか。	「外国の送出国の登記や登録がされていることを証する書類」とは、我が国の法人登記と同様のものを想定しており、当該送出国が送出国において事業を行っている実態があることを確認できるものです。
11-2	「監理団体と外国の送出国との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し」とは、どのようなものですか。	技能実習生から違約金や保証金を徴収しないことなどが盛り込まれたもので、例えば、入管法に基づく現行制度で地方入国管理局に提出しているものと同様のものです。
11-3	「外国の送出国が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類」とは、どのようなものですか。	例えば、送出国において、海外への労働者派遣法令等に基づく許可が必要な場合、当該許可証の写し等が該当します。
11-4	外国の送出国の推薦状(参考様式第2-12)について、外国の送出国を通じて入手に努めていますが、外国の公的機関から、事務手続き上直ちに発行を行うことが難しいといわれています。この場合、外国の送出国の推薦状(参考様式第2-12)が揃わない限り、申請手続きは行い得ないのでしょうか。	監理団体の許可申請に必要な書類は全て整ってから提出いただくことが原則ですが、外国の送出国の推薦状(参考様式第2-12)については、外国の公的機関との調整が必要な書類であり、入手に一定の時間が必要であるという現状を踏まえ、申請時に揃っていない場合でも受け付ける取扱いとします。 この場合であっても、引き続き同推薦状の入手に努めていただくことが必要であり、本年10月10日までに同推薦状を機構宛て追完書類として送付頂くことが必要です。

よくある御質問(監理団体の許可申請関係)

No.	質問内容	回答
11-5	ベトナムとは、2国間取決めがなされたということですが、監理団体の許可申請の際に必要な「外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し」は、ベトナムについてはいつから発給されるのでしょうか。	ベトナムとは、本年6月6日に2国間取決めがなされましたが、ベトナムにおける送出機関の認定作業には数か月の時間を要することが見込まれます(2国間取決めの中で、ベトナム側の約束として、2018年4月1日までに当該作業を終えることとなっています)。このため、監理団体の許可申請に当たっては、当面の間、他国の場合と同様に、送出機関の適正性を証明する書類等(「外国の送出機関の推薦状」を含む、「監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表」の③⑩、③②～③⑧)を添付していただく必要がありますので、御留意ください。 (2017年10月3日追加掲載)一部のベトナム送出機関について、「外国の送出機関の推薦状」の提出が不要になりました。2017年10月3日付け掲載の「重要なお知らせ」をご参照ください。
○ 介護に関するもの		
12-1	介護職種での受入れを考えています。監理団体の要件はどうなりますか。	現在、厚生労働省(社会・援護局)において検討を進めているところです。最新の情報は、厚生労働省HP(外国人技能実習制度への介護職種の追加について、 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html)を御確認下さい。
○ その他		
13-1	役員の住民票の写しの提出を求められていますが、役員の人数が多く、全員分の住民票の写しを入手することが困難です。何か、他の書類で代替することはできませんか。	住民票の写しを提出して頂くことが原則ですが、監理事業に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(監理事業に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。機構様式参照。)の提出で代替可能であるという取扱いとします。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は監理事業に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、監理団体の許可の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。